



文京区  
シンボルマーク



▲区制70周年を契機に制定した区のシンボルマークです。

## 特別区民税・都民税特集号

### 【主な内容】

2面：住民税の申告が必要か確認しよう！  
知って納得！住民税のQ&A

# \\ しっかり確認しよう /

# 住民税（特別区民税・都民税）の改正点をお知らせします



## 医療費控除の特例 セルフメディケーション税制ってなあに？

健康の維持増進および疾病の予防として一定の取組み（※1）を行う人が、スイッチOTC医薬品（※2）を購入した場合、その年中に支払った購入費のうち12,000円を超える部分の金額をその年分の総所得金額等から控除する制度です。

現行の医療費控除と、セルフメディケーション税制のどちらかを選択でき、併用はできません。

- ※1 特定健康診査、特定保健指導、特定の予防接種、定期健康診断、区市町村が行うがん検診のいずれか
- ※2 医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品



支払先の名称	医薬品の名称	支払金額	生命保険や社会保険で補填される金額
文京薬局	シンココA、ぶん頭痛薬	1,700円	
税ドラッグストア	〇〇〇、〇〇〇、	〇〇円	

※明細書の例

- 対象医薬品が年間12,000円を超えていれば利用できます。
- レシートや領収書を見ながら、明細書を作成します。
- 明細書を添付して、申告をしましょう。
- 申告の際、一定の取組みを行ったことを明らかにする書類の添付または提示が必要です。

↑レシートや領収書には、対象商品である旨が記載されています。

**1** 今年はたくさん薬を買ったな

かぜ薬に、胃腸薬、

**2** よし！セルフメディケーション税制を利用してみようかな！

節税だ！

**3** 対象の薬はレシートを見ればわかるから…

文京薬局 領収書

**4** 所定の明細書に記入して申告すればOKだ！

区役所 税務署

**5** 課税所得400万 年間2万円の対象医薬品購入

12,000円 下限額	8,000円 所得控除
← 2万円 →	

所得税が1,634円、住民税が800円 安くなった！

所得税・控除額8,000円 × 所得税率: 20.42% = 1,634円  
(所得税率は課税所得によって異なります。)

住民税・控除額8,000円 × 10% = 800円

### 医療費控除の添付書類について

平成30年度より、医療費控除を申告する場合は医療費の明細書、または医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせ）を申告書に添付することになりました。申告から5年間は必要があれば領収書の提出、または提示を求められることがありますので、領収書は自宅に保管してください。

### 給与所得の計算方法の見直し

給与所得は収入額から、一定の計算式に基づき算出された給与所得控除額を差し引いて計算しています。平成29年度から見直しがされ、30年度は下の表のとおりとなります。

	29年度	30年度
給与収入額	1,200万超	1,000万超
給与所得控除の上限額	230万	220万

### 上場株式等に係る住民税の課税方法の選択

平成29年度税制改正で、上場株式等に係る所得について所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。この制度を適用するには、確定申告とは別に特別区民税・都民税の申告書を納税通知書が送達される前までに区に提出する必要があります。

例) 所得税では申告分離課税、住民税は申告不要 など

上記の内容については、区のホームページでも詳しくご説明しています。

## 住民税のきほんを確認

- 住民税には、個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住民税」があります。個人住民税は市町村民税・道府県民税の合計で、東京23区は特別区民税・都民税といえます。（ここでは個人住民税について説明しています）
- 住民税は、均等割と所得割から成り、その合計が1年間の年税額となります。均等割・・・特別区民税 3,500円、都民税 1,500円  
所得割・・・前年の所得から計算
- 住民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。区内に住所がある・・・均等割+所得割  
住所は無いが、個人事業所・事務所がある・・・均等割
- 課税されない方
  - 生活保護の規定による生活扶助を受けている方
  - 障害者、未成年者、寡婦・寡夫いずれかに該当し前年の合計所得が125万円以下の方
  - 前年中の合計所得が次の金額以下の方
    - ①扶養親族がいない・・・35万円
    - ②扶養親族がいる・・・35万円 × (控除対象配偶者+扶養人数+1) + 21万円

申告についての詳しい内容は2面をチェック！！



# 住民税（特別区民税・都民税）の申告が必要か確認してみよう！

**スタート**

平成30年1月1日現在の住所は文京区ですか？

いいえ

住民税の申告が必要な場合は、平成30年1月1日現在の住所地で手続きをしてください。

はい

平成29年中に収入はありましたか？

いいえ

文京区居住の親族に扶養され、扶養者が扶養控除の申告をしていますか？

はい

確定申告をしていますか？※1

いいえ

収入が給与、公的年金のみで、それらの支払者から文京区へ支払報告書が提出されていますか？

※給与の支払報告書が提出されているかどうかは勤務先にお問い合わせください。

はい

はい

はい※2

いいえ

いいえ

申告の必要はありません

住民税（特別区民税・都民税）の申告が必要です

※1 確定申告は住民税の申告を兼ねています。第1表の「1月1日の住所」欄および第2表の「住民税に関する事項」も忘れずに記入してください。  
 ※2 収入金額によっては、申告をしていただく場合があります。

## 申告にいろいろ～申告会場を開設します！～

前年度に住民税の申告をした方には、申告書を1月末に一斉発送します。  
 郵送されない方には、2月以降に、税務課（文京シビックセンター10階）、区民サービスコーナー（文京シビックセンター2階）および地域活動センターで申告書を配布します。  
 ※税務課以外は、なくなり次第終了。

開設期間：2月1日（木）～3月15日（木）（土・日曜、祝日除く※）

※2月25日（日）に限り休日受付を行います

受付期間：午前9時～午後5時

申告会場：文京シビックセンター10階北側 1001会議室

☆所得税の申告会場は3面をご覧ください。

### ○申告に必要なもの

①申告書

②平成29年中の所得を証明する書類

給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、自営の場合は収支明細・帳簿等

③平成29年中の控除を証明する書類

国民年金・生命保険・地震保険などの控除証明書原本、医療費明細書、身体障害者手帳の写し等

④印鑑

⑤マイナンバーにかかる本人確認書類

(番号確認) マイナンバーカード(裏面)、通知カード、個人番号記載あり住民票写し

(身元確認)

1点確認：マイナンバーカード(表面)、運転免許証、旅券、在留カード など  
 2点確認：母子健康手帳、写真なし身分証明書、納税通知書、個人番号記載なし住民票写し など

※代理申告の場合は、別途委任状が必要になります。

こんな時はどうするの？

## 知って納得！住民税のQ&A



**Q** 海外転出の時、住民税の支払いはどうなりますか？

**A** あらかじめ納税管理人の申告（申請）をお願いします

**Q** 住民税は、前年の所得に対して1月1日現在住所のある区市町村で課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、事前に納税通知書の受け取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告（申請）をお願いします。

**Q** 年度の途中で引っ越しすると住民税の支払先はどこになりますか？

**A** 住民税は1月1日現在住所のある区市町村に支払って下さい

**Q** 今年の1月1日の住所が文京区なら、その後転出しても課税地は文京区になります。その年度の住民税は文京区に納めていただくこととなります。

**Q** 代理申請の場合、代理権の確認が委任状でできるらしいけど、書式はありますか？

**A** 委任状は区のホームページからダウンロードできますよ

ホームページ掲載の委任状でなくても、必要事項の記載があれば自作の委任状でも受付します。委任状を自作する場合、左の委任状見本を参考に作成してください。

委任状 見本

(代理人) 住所 文京区春日1-16-21  
 氏名 文京 太郎  
 生年月日 平成2年2月1日

上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。

平成30年度 特別区民税・都民税の申告

平成30年2月1日  
 (委任者) 住所 文京区春日1-16-21  
 氏名 文京 花子 印  
 生年月日 平成2年2月1日

※ 氏名は必ず委任者本人が自書してください。

自作の委任状でもいいですね



**Q** 収入がなくても住民税の申告はしたほうがいいですか？

**A** 申告書の「4収入がなかった人の記入欄」に記入し申告しましょう

住民税の課税状況は国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となるので、提出をお願いします。

住民税の申告書の裏面に記入欄がありますよ



**Q** 住民税のからならない給与収入の限度額はいくらですか？

**A** 給与所得者は1年間の給与収入の合計が100万円までの場合は住民税はかかりませんよ

給与収入(年収)	住民税 かかる・かからない	配偶者控除 受けられる・受けられない
100万円以下	かからない	受けられる
100万円超～103万円以下	かかる	受けられる
103万円超	かかる	受けられない

**Q** 特別区民税・都民税の申告書を郵送で提出できますか？

**A** 申告書は郵送でも提出できます

①申告書②記載内容を確認できる資料(収入がある方は所得を証明する資料、控除がある方は控除を証明する資料等)③本人確認できる書類のコピー④マイナンバーが確認できる書類のコピーを同封し、返信用封筒で郵送して下さい。申告書の控が必要な場合は、記入済みの控と返信用の封筒(住所・氏名記入済返信用切手貼付)も併せて同封をお願いします。

# 確定申告や住民税の申告の控除対象になります

## 介護保険サービスの利用料（医療費控除）

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居宅サービスの利用料	(1) 自己負担の全額が控除の対象となるもの（支給限度額超過分も含む） ①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限り） ⑦看護小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く） ⑧介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
	(2) 上記（1）のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの（支給限度額超過分は対象外） ①訪問介護（生活援助中心型を除く）・夜間対応型訪問介護・介護予防訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護 ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限り） ⑥総合サービス事業の国基準サービス（訪問型・通所型）
施設サービスの利用料	(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額 (2) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額

※控除を受ける場合は、サービス事業者が発行した確定申告用の領収書の添付が必要です。  
※高額介護サービス費が給付されている場合には、それぞれのサービスの自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。  
※（1）⑧の介護福祉士等による喀痰吸引等とは、一定の喀痰吸引および経管栄養をいいます。また、訪問介護などの福祉系サービスを訪問看護などの医療系サービスと併せて利用しない場合に対象となります。（併せて利用する場合は、身体介護部分全体が医療費控除の対象となります）  
※医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。

●介護保険課給付係 ☎ (5803) 1388

## おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

●介護保険課認定審査係 ☎ (5803) 1378

## 介護保険 国民健康保険 後期高齢者医療 保険料（社会保険料控除）

納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済みのお知らせ」（郵送済）を、公的年金から保険料が差引かれた方（特別徴収）は「公的年金等の源泉徴収票」（1月に日本年金機構等から送付済）をご活用ください。なお、介護保険料のほか、国民健康保険料または後期高齢者医療保険料も特別徴収された方の場合には合算額が記載（内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載）されています。確定申告書の記入にあたっては、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料額を確認する場合や、遺族年金または障害年金（非課税年金につき源泉徴収票は送付されません）から差引かれた方は、担当係へお問い合わせください。

- 介護保険課資格保険料係 ☎ (5803) 1379
- 国保年金課国保収納係 ☎ (5803) 1194
- 国保年金課高齢者保険料係 ☎ (5803) 1198

## 障害者控除の対象となる認定を受ける方へ

障害者控除対象者の認定を受ける方は、事前に対象者であるかをご確認ください。

【対象者】

65歳以上で、障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、一定の要件を満たす場合、障害者または特別障害者と認定し、障害者控除対象者認定書を発行します。以下の区分ごとに担当係へお問い合わせください。

- ①要介護・要支援認定を受けている方（控除の対象となる年の12月31日現在）  
⇒対象者の介護保険証と申請者の身分証明書（氏名・生年月日・住所が確認できるもの）が必要となります。なお、認定書は申請受付後、1週間程度で郵便により送付いたします。  
●介護保険課介護保険管理係 ☎ (5803) 1389
- ②要介護・要支援認定を受けていない方  
⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除認定対象者判定意見書」が必要となります。ご相談をお受けした上で申請書等をお渡しいたしますので、お問い合わせください。  
●高齢福祉課高齢者相談係 ☎ (5803) 1382

# 税務署からのお知らせ

## 税務署の確定申告書作成会場の開設

確定申告書等作成のために来署される場合は、会場開設後にお越しください。

開設期間	時間	会場
2月16日（金）から 3月15日（木）まで	開場：午前8時30分～（提出は午後5時まで） 相談：午前9時15分～午後5時	小石川税務署 本郷税務署

- ※土・日曜を除く。ただし、2月18日（日）および2月25日（日）は東京国税局において相談・受付あり。また、各会場ともお車での来場はご遠慮ください。
- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記用具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類等を持参してください。

## 税理士による無料申告相談の開催日程 ～申告書を作成して提出できます～

申告書作成会場の開設期間以前に開催しますので、ぜひご利用ください。

### ●小石川税務署管内の方

期間	会場	時間
2月6日（火）・7日（水）	アカデミー音羽	午前9時30分～正午 午後1時～午後4時
2月8日（木）・9日（金）	大原地域活動センター	（受付は午前11時～午後3時30分まで）
2月13日（火）・14日（水）	文京区民センター	（受付は午後3時30分まで）

※上記のほか、東京税理士会小石川支部において3月26日までの月曜日（未開催の場合あり）に予約制で相談を行っています。申告書の提出はできません。☎ (3815) 3313

### ●本郷税務署管内の方

期間	会場	時間
2月2日（金）	文京区民センター	午前10時～午後4時 （受付は午後3時30分まで）
2月5日（月）・6日（火）	駒込地域活動センター	
2月7日（水）・8日（木）	汐見地域活動センター	

- ①小規模納税者の「所得税および復興特別所得税」と「消費税および地方消費税」の申告書
- ②年金受給者と給与所得者の「所得税および復興特別所得税」の申告書を作成して提出できます。（土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合や、初めて住宅借入金等特別控除を受けられる場合を除く。）
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記用具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類等を持参してください。
- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

## 2月18日（日）・2月25日（日）の相談・受付

東京国税局にて確定申告書作成の相談、用紙の配付および受付を行います。

期間	時間	会場
2月18日（日）・25日（日）	受付：午前8時30分～午後4時 相談：午前9時15分～	東京国税局 （中央区築地5-3-1）

※当日は、国税の領収・納税証明書の発行および各税務署庁舎での執務は行っていません。また、上記以外の土・日曜、祝日は執務を行っていません。

## 国税庁のホームページで簡単に確定申告書等の作成ができます

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税等、消費税等、贈与税の申告書等が作成できます。作成した申告書は印刷して、そのまま税務署に提出できます。  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

作成コーナー  <http://www.nta.go.jp>

## 医療費控除は領収書が提出不要となります

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。  
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）  
※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）  
（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

## 申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーに係る本人確認書類は次のとおりです。

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。 ※写しを添付される場合は、表面と裏面の写しをご用意ください。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

<p>本人確認書類</p> <p>番号確認書類</p> <p>ご本人のマイナンバーを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通知カード</li> <li>●住民票の写し</li> <li>●または住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）</li> <li>●などのうちいずれか1つ</li> </ul>	+	<p>身元確認書類</p> <p>記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証</li> <li>●パスポート</li> <li>●公的医療保険の被保険者証</li> <li>●身体障害者手帳</li> <li>●在留カード</li> <li>●などのうちいずれか1つ</li> </ul>
--	---	--

## 納税は口座振替が便利です

【振替日】 所得税および復興特別所得税 …………… 4月20日（金）  
個人事業者の消費税および地方消費税 …… 4月25日（水）  
新規に口座振替を利用する方は、申告期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。  
●小石川税務署 ☎ (3811) 1141 本郷税務署 ☎ (3811) 3171

☆「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

## 給与所得に係る個人住民税（特別徴収）について

東京都と都内62区市町村は、オール東京で、29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施し、特別徴収推進を徹底しています。

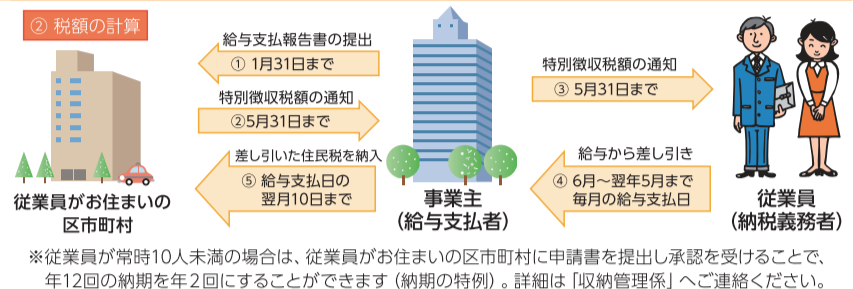


個人住民税PRキャラクター  
ぜいきりん

### 特別徴収とは

事業主の方（給与支払者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月の給与から住民税を差し引いて納入する制度です。

### 特別徴収制度の仕組み



## 公的年金からの住民税の徴収（特別徴収）について

平成30年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際に差し引き、これを区に納入することとなっています。（公的年金の特別徴収）

### 【年金所得に係る税額の納付方法】

ア 前年度より継続して対象の方

税 額	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度分の特別徴収税額の1/6ずつ			(特別徴収税額-仮徴収額)の1/3ずつ		

イ 新たに対象となる方

税 額	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
	年金所得に係る税額の1/4ずつ		年金所得に係る税額の1/6ずつ		

税務課 課税第一・第二係 ☎ (5803) 1154・1155

## 口座振替をご利用ください

口座振替30年度第1期から開始の申込締切日は、30年5月10日(木)です。

・申込：所定の口座振替依頼書に記入・押印のうえ、郵送または窓口へ持参してください。

※口座振替依頼書のご要望は、税務課収納管理係へご連絡ください。

30年度 口座振替 予定表	期 別	口座振替日	申込締切日
	全 期		30年7月2日(月)
第1期		30年8月31日(金)	30年7月10日(火)
第2期		30年10月31日(水)	30年9月10日(月)
第3期		31年1月31日(木)	30年12月10日(月)

税務課収納管理係 ☎ (5803) 1153

## 課税・納税証明書の発行

### 発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書および納税証明書
- 軽自動車税納税証明書

申請に必要なもの
・本人確認書類 運転免許証、パスポート、住基カード(写真付)、個人番号カードの場合は一点、 ※健康保険証の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要。
手数料 1通300円
委任状(代理の方が申請する場合)

発行場所
税務課窓口、戸籍住民課窓口 区民サービスコーナー マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップ) ※発行には個人番号カードが必要です。 ※軽自動車税納税証明書は発行不可。

- (注) ● 税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。
- 家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署・押印)が必要です。
  - 本人による郵送申請もできます。申請方法については、区ホームページをご覧ください。

## 原動機付自転車オリジナルナンバープレートを交付しています!



125ccまでの原付バイクの新規登録のほか、すでに通常ナンバーで登録済みの方も無料でオリジナルナンバーへの交換ができます。登録・交換方法については、区ホームページをご覧ください。か税務課税務係にお問い合わせください。

※標識番号の指定不可

数に限りがありますのでお早めに!

税務課税務係 ☎ (5803) 1152

～納付は納期限内にお願いします～

30年1月31日は特別区民税・都民税普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

特別区民税・都民税の納付相談および納付窓口を平日夜間および土・日曜に開設します

お仕事などで、区役所の開庁時間(平日午前8時30分～午後5時15分)においでになれない方で、納付相談のある方や、納付される方はご利用ください。

夜間窓口 午後8時まで開設

30年1月17日(水)～19日(金)

休日窓口 午前9時～午後4時まで

30年1月20日(土)、21日(日)

なお1月21日(日)は軽自動車の廃車相談もお受けします。

場 所 税務課(文京シビックセンター10階)

※業務用エレベーターをご利用ください。ご不明な場合は、1階案内でお尋ねください。

住民税を一時に納付できない方のための猶予制度があります

(納税の猶予)  
以下の理由により、住民税を一時に納付することができないときは・・・  
文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、または盗難にあったとき
  - ② 納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかり、または負傷したとき
  - ③ 事業を廃止し、または休止したとき
  - ④ 事業について著しい損失を受けたとき
  - ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき
- ※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

(換価の猶予)  
住民税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは・・・

その住民税の納期限から3か月以内に、文京区税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- (猶予が認められると・・・)
- ・猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
  - ・徴収の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

Q. 納付忘れがあったらどうすればいい?税金を納めないとならぬの?

A. 税は納期限内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。

また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

Q. 差押の対象となる財産にはどんなものがあるの?

A. 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などすべての財産です。

勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に捜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条) 文京区では28年度に捜索および自動車等のタイヤロックを20件実施しています。

税務課納税係 ☎ (5803) 1156